

J A S 法に基づく規格制度の概要について

1 . J A S 規格とは	．．． 1
2 . J A S 法における検査認証と J A S マーク	．．． 2
3 . J A S 規格の制定・見直し	．．． 3
4 . 有機農産物の J A S 規格	．．． 4
5 . 生産情報公表 J A S 規格	．．． 6
6 . J A S マークの公正性を確保するための措置	．．． 8

平成 1 6 年 1 月
農 林 水 産 省

1 JAS規格とは

(1) JAS規格の目的

JAS規格とは、農林水産大臣が農林物資について定めた日本農林規格 (Japanese Agricultural Standard) の通称で、
 食品等の品質の改善
 生産の合理化
 取引の単純公正化
 使用又は消費の合理化
 を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) JAS規格の内容

JAS規格は一般に適用の範囲、定義、基準、測定の方法から構成されており、基準として、
 ・品位、成分、性能その他の品質についての基準を定めたもの (一般JAS規格)
 ・生産方法についての基準を定めたもの (特定JAS規格)
 の2種類のタイプの規格がある。

	規 格 数
飲食料品のJAS規格 (ハム、果実飲料等)	246規格 (53品目)
林産物等のJAS規格 (製材、合板等)	36規格 (21品目)
特定JAS規格 (有機、地鶏肉等)	10規格 (7品目)

(平成16年1月現在)

【JAS規格の具体例】

- 品位、成分等のJAS規格
 (例)[ハム類のJAS規格(ボンレスハム(特級))]
 ・赤肉中の水分 : 72%以下
 ・赤肉中の粗たん白質 : 18%以上
 ・保存料、増粘安定剤 : 使用せず
- [ハンバーガーパティのJAS規格(上級)]
 ・牛肉の重量割合 : 95%以上
 ・つなぎ、玉ねぎ : 使用せず
- [異性化液糖のJAS規格]
 ・糖分 : 70%以上
 ・果糖含有率 : 35%以上
- [集成材のJAS規格
 (造作用集成材(1等、F))]
 ・接着の程度: 浸せきはく離試験の結果、
 両木口面におけるはく離率10%以下、
 同一接着層におけるはく離の長さが各接着
 層の長さの3分の1以下
 ・ホルムアルデヒド放散量: 平均値0.3 mg/L
 以下、最大値0.4 mg/L以下(建築基準法
 に引用され、F の区分であれば、
 内装仕上げへの使用面積の制限がない。)

- 生産の方法についてのJAS規格
 (例)[有機農産物のJAS規格]
 ・化学肥料、農薬の使用を避けることを基本と
 して、播種又は植え付け前2年以上の間、堆
 肥等による土づくりを行ったほ場で生産。
- [地鶏肉のJAS規格]
 ・在来種に由来する血液の百分率が50%以上
 の鶏の品種で、出生の証明ができるもの。
 ・28日齢以降、平飼いで飼育していること。
 ・28日齢以降、1平方メートル当たり10羽
 以下で飼育していること
 ・ふ化日から80日間以上飼育していること。

2 JAS法における検査認証とJASマーク

(1) JAS規格に基づく格付

JAS規格が定められた品目について、その該当するJAS規格に適合していると判定することを格付といい、格付を受けた製品にはJASマークを付することができる。

(2) 第三者機関による認定、格付

格付及びJASマークの表示を行うには、次の2つの方法があり、ともに第三者認証によりマークの信頼性を担保する仕組みとなっている。

登録認定機関又は農林水産大臣から品質管理システム等について認定を受けた製造業者等が、自ら製造又は生産した製品の格付検査を行い、JAS規格適合品にJASマークを付する方法

認定を受けていない製造業者等が、ロット毎に登録格付機関、都道府県又は農林水産消費技術センターに格付を申請し、製品について格付検査を受け、JAS規格に適合していた場合にJASマークを付してもらう方法

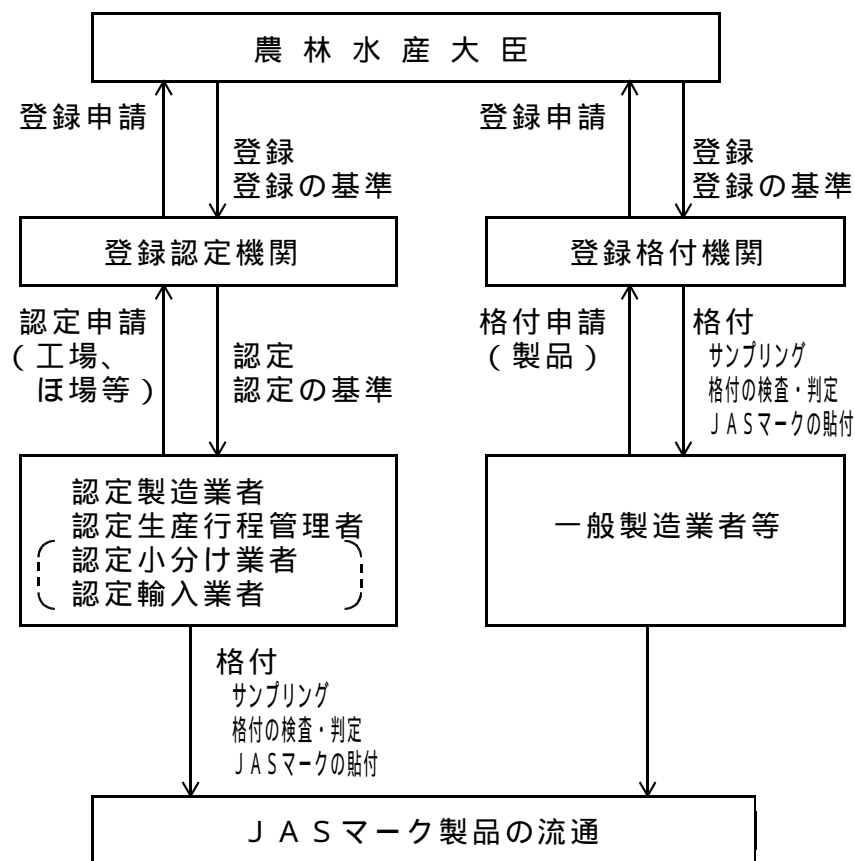
、のいずれの方法により格付を受けた場合でも、格付の表示(JASマーク)は共通である。

(3) JASマークの種類

一般JAS規格に基づく格付を受けた製品に付することができるJASマークとは別に、特定JAS規格に基づく格付を受けた製品に付することができる特定JASマークが定められている。

さらに、特定JAS規格の中でも、有機農産物及び有機農産物加工食品については独自の有機JASマークがある。また、生産情報公表JAS規格についても、新たなJASマークが定められる予定である。

【JAS法における検査認証の仕組み(主要な流れ)】



格付を受けるかどうかは任意の制度であり、JASマークを付していないことにより流通が制限されるものではない。

3 J A S 規格の制定・見直し

(1) J A S 調査会

全ての J A S 規格は、学識経験者、消費者、生産者、実需者等により構成される農林物資規格調査会（ J A S 調査会 ）の議決を経て、農林水産大臣が定める。

(2) J A S 規格の定期見直し

J A S 規格を社会ニーズの変化に対応させ、また、必要性の乏しくなった規格を整理するため、平成 1 1 年の J A S 法改正により、全ての J A S 規格を制定又は改正後、 5 年以内に見直すこととしている。

(3) 透明性の確保

J A S 規格の制定、改正に当たっては、消費者への説明会、関係事業者と消費者の意見交換会が開催されるほか、パブリックコメントの募集、 W T O 通報が行われ、広範な意見を踏まえた上で、 J A S 調査会で議決される。 J A S 調査会は公開であり、総会の議事録はホームページにも掲載される。

(4) 新たな J A S 規格

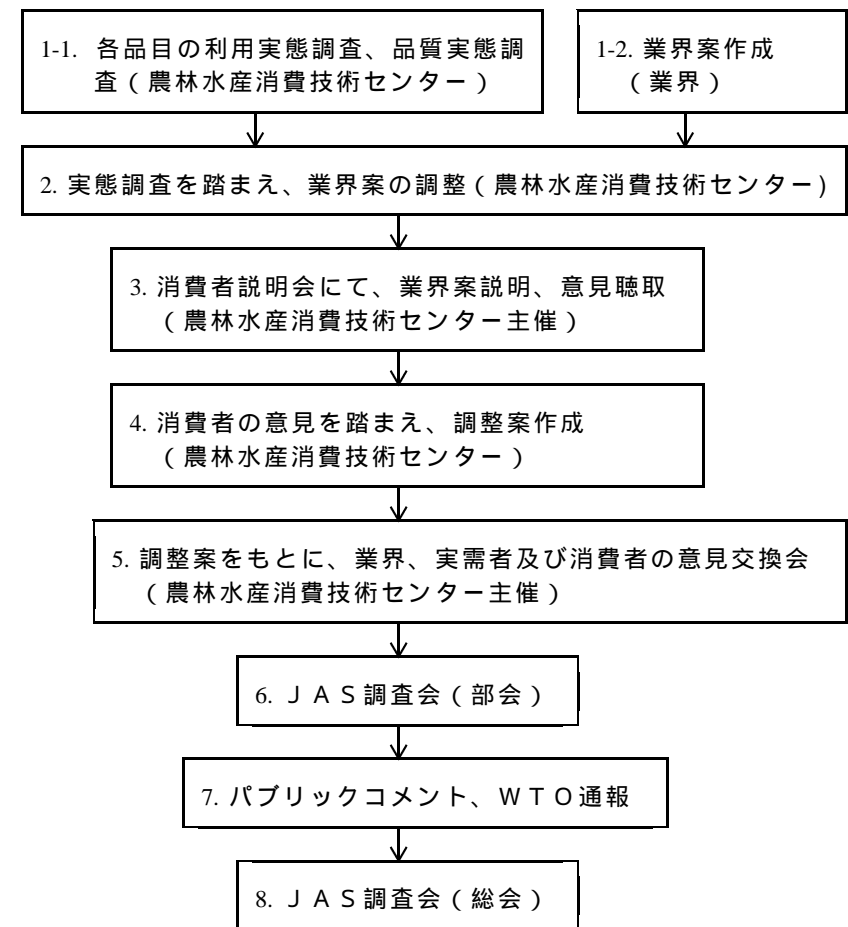
・表示規制とリンクした J A S 規格

有機農産物等については、消費者に著しい誤認を与えかねない表示が氾濫していたことから、有機 J A S 規格に基づく格付を受けた製品にのみ、「有機」等の表示ができる仕組みが平成 1 2 年に整備された。現在、有機畜産物、有機飼料についても、規格の制定に向けた検討が行われている。

・生産情報公表 J A S 規格

生産段階での給餌、投薬等の情報を正確に管理し、消費者に公開する牛肉についての J A S 規格が平成 1 5 年に制定された。現在、豚肉、農産物についても、規格の制定に向けた検討が行われている。

【 J A S 規格の見直しの流れ】



J A S 規格の制定・見直しの基準（平成 13 年 12 月 J A S 調査会決定）（抜粋・要約）

・改正を検討する観点

食品添加物を必要最小限とする等、消費者ニーズの変化に対応した製品を提供する。
実需者向けに取引の合理化等を図る。
国際規格との整合性を図る。

4 有機農産物のJAS規格

(1) 制定の経緯

有機農産物の日本農林規格は、コーデックス総会で平成11年に採択された「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠して定められたものであり、JAS調査会における審議を経て、平成12年1月に農林水産大臣により告示された。

(2) 内容

有機農産物の日本農林規格は、有機農産物の生産の原則をうたとともに、生産の方法の基準及び名称の表示方法を規定している。

- ・ 生産の方法の基準
ほ場の条件
ほ場における肥培管理
ほ場に播種又は植付ける種苗
ほ場等における有害動植物の防除
輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理
- ・ 名称の表示方法
「有機農産物」、「有機栽培農産物」、「有機」、「オーガニック」等と表示することを規定している。（「」には、その一般的な農産物の名称を記載する。）

(注) 有機農産物加工食品についても、同様の規格が定められている。

有機農産物の生産の原則（有機農産物の日本農林規格第2条）

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的肥料及び農薬の使用を避けるとともに、土壌の性質由来の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷を低減し、栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。

有機農産物の生産のほ場の条件（有機農産物の日本農林規格第4条）（抜粋）

- 1 ほ場は、周辺から肥料、土壌改良資材又は農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。以下「使用禁止資材」という。）が飛来しないように明確に区分けされていること。また、水田にあってはその用水の使用禁止資材の混入を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 2 次のいずれかによること。
(1) 多年生作物（牧草を除く。）を生産する場合に外は、あつては最初の収穫前に3年以上、又は植付けの作物を生産する場合にあっては播種又は植付け前に2年以上の間、以下に掲げる基準に基づき農産物の栽培が行われているほ場であること。
(2)（以下略）

有機JASマーク



登録認定機関名

(参考) 特別栽培農産物の表示ガイドライン

- (1) 特別栽培農産物については、現在「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」により、その表示の適正化を図っているところであるが、一部には当該ガイドラインの表示方法によらない表示が見られ、また、消費者からも「『減農薬栽培』の定義が分かりにくい」などの声が寄せられている。
- (2) このため、有識者からなる検討委員会で、特別栽培農産物の表示のあり方について、「減農薬」や「無農薬」などの表示の取扱い、表示の信頼性の確保措置を含め幅広く検討を行ってきたところである。
- (3) その検討結果に基づくガイドライン改正案に対して行ったパブリックコメント(平成15年3月7日～4月7日)の結果を踏まえ、平成15年5月26日に改正を行い公表したところである。
- (4) なお、改正後の新ガイドラインは平成16年4月1日に施行し、平成16年4月以降に生産される農産物から適用される。
また、平成16年3月以前に生産された農産物については改正前のガイドラインが適用されるが、新ガイドラインへの円滑な移行を図る観点から新ガイドラインに基づく表示を行うことも差し支えないものとしている。

ガイドライン改正のポイント

- (1) 土づくりなど特別栽培農産物の生産の原則を規定
 - ・ 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本とし、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる(土づくり)とともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産することを原則とする。
- (2) 化学合成農薬、化学肥料双方を慣行の5割以上減らしたものを対象とするとともに、無農薬など区分毎の名称から、一括りの名称(特別栽培農産物)へ変更

(現行)				(改正後)			
	無農薬	減農薬	慣行		無農薬	減農薬	慣行
無化肥	A	B	C	➡	無化肥	特別栽培農産物	C
減化肥	D	E	F		減化肥		F
慣行	G	H	I		慣行	G	H

- (3) 特定防除資材(特定農薬)等の取扱い

- ・ 特定防除資材
登録農薬の天敵と同様の扱いとし、天敵及び特定防除資材のみを使用している場合は「農薬：栽培期間中不使用」と表示。なお、この場合、使用した旨(具体的な資材名を表示。例「食酢使用」)を表示。
- ・ 性フェロモン剤等誘引剤
使用しても化学合成農薬の使用回数には含まない(節減の対象としない)。なお、使用した場合はその旨(一般的な資材名)を表示。

- (4) 減農薬栽培等の「減」の基準となる慣行レベルの客観性の向上

(現行) 慣行レベルについては、各地域の
確認責任者等が定める。 ➡ (改正後) 地方公共団体が策定(確認)した
慣行レベルを活用し、客観性を高める。

- (5) 情報提供方法(農薬等資材の使用状況)の多様化

- ・ 容器包装資材への表示だけでなく、インターネット、ピラの添付などによる情報提供方法も可とする。

- (6) 新しいガイドラインの普及・定着期間(平成16年3月31日まで)を設定

5 生産情報公表 J A S 規格について

(1) 制定の経緯

B S E の発生や最近の食品の不正表示事件を背景として、消費者の間に食品の安全に対する不安や食品表示に対する不信が生じており、消費者の「食」に対する信頼の回復を図る必要がある。

このため、トレーサビリティシステムの導入など「食卓から農場まで」顔の見える仕組みの整備の一環として、食品の生産履歴に関する情報を、消費者に正確に伝えていることを第三者機関に認証してもらう J A S 規格制度を導入することとし、食肉のうち、まず、国民の関心が特に高く牛の個体管理の体制が整備されている牛肉について、平成 1 5 年 1 0 月に J A S 規格が告示された。

(2) 内容

生産情報公表牛肉の J A S 規格は、生産情報公表牛肉の生産の方法及び表示の基準を規定している。

生産の方法の基準

牛肉の生産情報を一頭ごとに正確に記録・保管し、事実にして、一頭ごと又は 2 0 頭以内の荷口ごとに公表する。

表示の基準

「生産情報公表牛肉」という名称、及び生産情報の公表の方法（ファックス番号、ホームページアドレス等、生産情報入手するために必要な連絡先）を容器包装等に表示していること。

容器又は包装の表示例

名称	牛もも肉（生産情報公表牛肉）
原産地	国産又は都道府県名、原産国名
内容量	2 0 0 グラム
販売業者名	株式会社
住所	県 市 町 1 - 2 - 3
* 個体識別情報	番号又は記号等
生産情報の公表方法	http://www.???.co.jp、 F A X 番号等
J A S マーク	* は輸入牛肉に限る。

生産情報公表 J A S マーク



登録認定機関名

公表される生産情報の例

出生の年月日	年 月 日
雌雄の別	雌
管理者の氏名又は名称	農林太郎又は 牧場
管理者の住所	県市町村名
管理の開始年月日	年 月 日
牛の飼養のための施設	A 牧場
施設の住所	県市町村名
飼養の開始の年月日	年 月 日
とさつの年月日	年 月 日
牛の種別	黒毛和種
牛の管理者の連絡先	電話番号
と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びにと畜場の名称及び所在地	食肉卸売市場、電話番号、市と畜場、県市町村名
給餌した飼料の名称	牧草、ふすま、大豆油かす、くみあい飼料等
使用した動物用医薬品の名称	ホルモン剤（卵黄ホルモン）等

6 J A S マークの公正性を確保するための措置

(1) 違反への対応

J A S マークは食品等が国が定めた品質の基準に適合することを認証するものであり、不正な行為がなされないよう、次のような措置が定められている。

違反が疑われる場合、農林水産大臣の命令により、登録格付機関、登録認定機関又は認定事業者に対し立入検査を実施し、事実を確認。

登録格付機関、認定事業者による格付又は J A S マークの表示が適当でない場合
改善命令又は J A S マークの除去・抹消命令。

不正な格付又は J A S マークの表示を行った場合（登録格付機関、認定事業者のほか、一般の事業者も含む。）
1 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金

特に、有機農産物等について、J A S 規格による格付を受けずに「有機」等と表示した場合
当該表示の除去・抹消命令、又は当該製品の販売を禁止。

登録格付機関、登録認定機関又は認定事業者が、登録又は認定の基準を満たさない場合
当該登録又は認定を取消。

(2) 農林水産消費技術センターによる監視

【独立行政法人農林水産消費技術センターの概要】

- ・組織：本部（さいたま市）、小樽、仙台、横浜、名古屋、神戸、岡山、門司の 7 センター
- ・職員数：4 6 4 人（1 5 年 4 月定員）。うち J A S 規格関係業務に携わる職員は 7 0 名。

J A S 格付等の業務が的確に行われているかどうかを確認するため、毎年 1 回、登録格付機関、登録認定機関の業務の実施状況を監査。

J A S 規格に基づく検査が適正に行われているかどうかを確認するため、J A S マークが付いた商品を買上げ、分析等を実施。（例：有機 J A S マークの付いた農産物について、残留農薬を分析）

必要がある場合には、農林水産大臣の指示を受け、認定事業者に対し立入検査を実施。

